

化管法

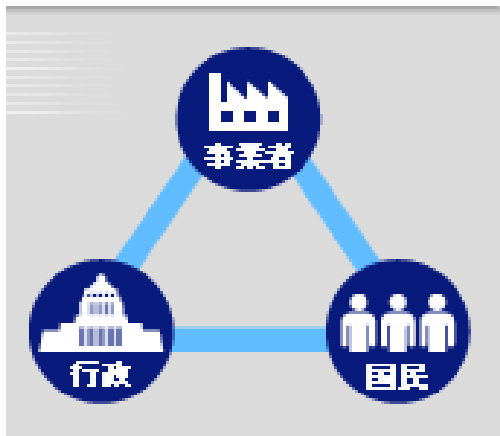
(特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

のこと、ご存知ですか？

化管法とは、

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律です。

PRTR制度



製造業、燃料小売業、廃棄物処理業など
24業種が対象！

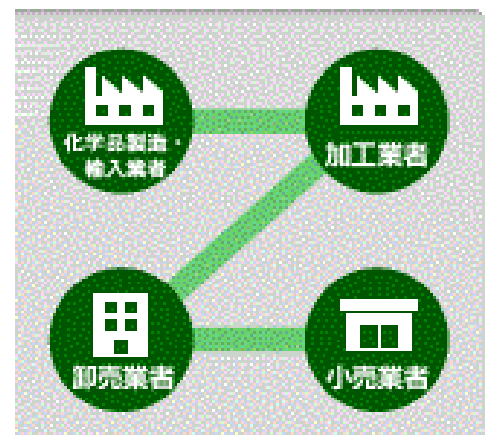
事業者は、対象化学物質を排出・移動した際に、その量を把握し、毎年度6月末までに国に届け出る義務があります。国等は、毎年2～3月に、集計データを公表しています。

※届出には便利な電子届出をご利用ください。

業種を問わず
全事業者が対象！

事業者は、他の事業者に、対象化学物質等を譲渡・提供する際に、その情報（SDS）を提供する義務があります。

SDS制度



詳細は、化管法HPをご覧ください

URL：https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/

令和5年4月、化管法の対象物質が変わります！

詳細は、化管法ホームページをご覧ください。

URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/8_4.html

- 令和3年10月に改正政令が公布され、**令和5年4月に対象物質が変わります。**

第一種指定化学物質は**462物質→515物質**に。

第二種指定化学物質は**100物質→134物質**に。

- 従来の政令番号に代わり、**1物質ごとに固有で対応する管理番号**が付与されます。

PRTR制度では令和6年度の届出から管理番号を使用予定。

【改正に伴う対象物質の切替え時期】

制度	実施主体	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	改正	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
PRTR	事業者	把握 (改正前物質)	把握 (改正前物質)	改正	把握 (改正後物質)	把握 (改正後物質)
		届出 (改正前物質)	届出 (改正前物質)		届出 (改正前物質)	届出 (改正後物質) ※管理番号を使用
	国	公表 (改正前物質)	公表 (改正前物質)	公表 (改正前物質)	公表 (改正後物質)	
SDS	事業者	対象 (改正前物質) 提供準備・周知 (改正後物質) ※改正前・改正後両方の指定物質を併記したSDSの作成・提供が可能			対象 (改正後物質)	

各サプライチェーンの事業者には情報が行き渡るよう、対象物質が変わる令和5年4月より早い時期から改正前後の指定物質を併記するなど、改正に対応したSDSを共有していただくようご協力をお願いいたします。

化管法見直しに関するwebセミナー開催！

解説動画と詳細資料で、化管法の改正内容やSDSの作成方法が分かります。

令和4年1月11日 (火) ~1月31日 (月) (事前登録不要)

実施案内 URL: https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/sds/2021.html